地域別最低賃金

*滋賀県最低賃金は滋賀県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。

滋賀県最低賃金	時間額	発効日
	813円	平成29年10月5日

特定(産業別)最低賃金

*時間額の下欄〔

〕内の金額は、改定後の金額。

特定(産業別)最低賃金	時間額	下記の労働者は、滋賀県最低賃金が適用されます	発効日
滋賀県 ガラス・同製品、 セメント・同製品、 衛生陶器、 炭素・黒鉛製品、 炭素製造業	874円 〔888円〕	1.18歳未満又は65歳以上の者 2.雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中 の者 3.清掃又は片付けの業務に主として従事する者	H28. 12. 30 (H29. 12. 29)
滋賀県 はん用機械器具、 生産用機械器具、 業務用機械器具製造業	875円 〔891円〕	1.18歳未満又は65歳以上の者 2.雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中 の者 3.清掃又は片付けの業務に主として従事する者	H28. 12. 30 (H29. 12. 29)
滋賀県 計量器・測定器・分析 機器・試験機、 光学機械器具・レンズ、 電子部品・デバイス・ 電子回路、 電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	859円 (875円)	1.18歳未満又は65歳以上の者 2.雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中 の者 3.清掃又は片付けの業務に主として従事する者 4.手作業による刻印、包装又は選別の業務に 主として従事する者 5.部品の組立の業務のうち、卓上で行う軽易な 組線、巻線、かしめ又は取付の業務に 主として従事する者	H28. 12. 30 (H29. 12. 29)
<u>滋賀県</u> 自動車·同付属品製造業	880円 (896円)	1.18歳未満又は65歳以上の者 2.雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中 の者 3.清掃又は片付けの業務に主として従事する者 4.卓上で行う軽易な部品の組立、刻印、選別、 包装又はバリ取りの業務に主として従事する者 5.手作業又は手工具若しくは小型機械を用いて 行うシートベルトのウェビングの溶断又は 縫製の業務(これらの業務のうち、流れ作業の 中で行う業務を除く)	H28. 12. 30 (H29. 12. 29)
滋賀県 各種商品小売業	803円 [813円(*1)] (818円]	1.18歳未満又は65歳以上の者 2.雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中 の者 3.清掃又は片付けの業務に主として従事する者	H28. 12. 30 (H29. 12. 29)

(*1) 平成29年10月5日発効の滋賀県最低賃金が、各種商品小売業最低賃金を上回ったことから、 平成29年10月5日から平成29年12月28日までの間は滋賀県最低賃金813円が適用されます。